

介護保険法第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	状態	変更 年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3760390082	訪問看護	訪問看護ステーション みのり	7620032	香川県坂出市 駒止町2丁目4番39号	0877-85 -8082	0877-85 -8584	廃止	R2.1.1	医療法人 然	香川県坂出市 駒止町2丁目4番39号	蔵谷 弘子	理事長
	介護予防訪問看護											